

新疆における露清間の国際集会裁判の運用
—— 帝国と民族の境界をこえて ——

Operation of the Russo-Qing Assembly Court in Xinjiang :
Beyond the Imperial Border and Ethnic Boundaries

野 田 仁
Jin NODA

Abstract This paper aims to analyze the conflict resolution system established in Xinjiang between the Qing and Russian empires after the conclusion of the St. Petersburg Treaty (1881). The “International Assembly Court” (*Mezhdunarodnyi s’ezd* in Russian ; hereinafter IAC) was introduced to resolve legal cases brought by subjects of both empires, and the system relied not on imperial laws, but on indigenous customary laws, especially those of Kazakh nomads and Islamic Sharia law.

It is true that the IAC (1886-1915) originated from a similar institution in Central Asia under Russian rule. However, the IAC in Xinjiang always required the *ereje* (detailed regulations), which embodied the *adat*, Kazakh nomads’ customary laws. Moreover, the cases heard in the IAC sometimes included litigation brought by the non-Muslim population. In this context, the Russo-Qing IAC discussed here was different from assembly courts of the Turkestan and Steppe regions. We have to pay attention to the fact that the IAC relied on not only nomadic customary laws, but also the Islamic Sharia. This enabled Muslims other than Kazakh Muslims (originally included in the system) like the Taranchi and Dungan (or Hui Muslims) to also approach the IAC for resolution of disputes.

In addition to the IAC, the court within the consulate also tried to entrust the legal procedures to the prevalent customary laws. This possibly reflected Russia’s plan to reduce the burden of the Russian consulates in Xinjiang and secure justice through local customs.

From the Qing empire’s perspective, using the logic of *huili* (Islamic manner) or *fashi* (taking an oath) that were regulated by the *ereje*, rather than imposing its own legislation, was expected to result in a massive resolution of undecided legal cases, including those involving non-Muslim ethnic groups in Xinjiang. Thus, as the Qing archives indicate, the Qing administration continued to have an optimistic view of the IAC system. Both empires could operate assembly meetings regularly and get results to some extent, but the Russian authorities found the IAC system more arduous.

Keywords Customary law (慣習法), Kazakhs (カザフ), conflict resolution (紛争解決), Sharia (シャリーア), border (国境)

はじめに

近代帝国による中央アジアの包摂の過程で、帝国行政は司法の問題をつねに議論してきた。ロシア帝国においては帝国法と現地の慣習法とのすり合わせが大きな課題であったし、中国清朝においてもある程度同じような状況を見ることができる¹⁾。なお、中央アジアの場合、現地慣習法とは、イスラーム法（シャリーア）と遊牧民の慣習法の双方を意味し、両者間の差異・関連性をどのように考えるかも重要な論点となりうる²⁾。

さらに、ロシアと中国の両国の法が問題になるような場所、すなわち西北の国境地帯においては、越境者の帰属・国籍をどのように処理するかという問題も加わり、どちらの帝国の司法を適用するかは秩序安定のための大きな課題であった。さかのぼれば、露清間のキャフタ条約締結（1728年）なども、このような国境秩序の安定化の必要性を背景としていたはずである。ただし、具体的な規定を盛り込むようになるのは、北京条約（1860年）まで待たねばならなかった。

くわしくは後述するが、1880年代から1910年代の期間、ロシアと清朝のあいだで新しい制度が運用されていた。すなわち、新疆における両国間の「国際集会裁判」である。この辺境の秩序維持の仕組みについて、まず既存の研究を整理しておこう。同時代の報告ゆえに史料性の高いものであるが、チュグチャク（タルバガタイ）の領事の任にあったN. V. ボゴヤヴレンスキーによる考察は基礎文献として貴重である [Bogoiavlenskii 1898]。この論考が旧ソ連圏の研究においてもそれほど議論されてこなかった点にも注意したい。ソ連期は多くの研究があったわけではなく、マメドワの概観とハフィゾワによる全体像の提示が主要な文献である³⁾。また中国における代表的な研究として、厲声の業績がある⁴⁾。先行研究のおおきな欠陥として露清間の事情・資料が統合されていない点が挙げられる。また、この司法の仕組みが依拠することになっていた慣習法の具体的な内容、とりわけそのイスラーム的な要素をどのように位置づけるかについても検討の対象とされてこなかったことを指摘できよう。

筆者はすでにこの問題について検討を進め、とりわけ係争当事者の国籍を確定することがこの司法制度運用の条件の一つになっていたことを明らかにしたが、そもそもの制度の発端

-
- 1) 新疆の例について王 2003。オスマン帝国の近代化の視点からロシア植民地におけるシャリーア認識を扱った秋葉 2016 も参照。
 - 2) この点について、Sartori and Shablei 2015 は両者の不可分性を強調しているが、本稿では清朝の解釈が加わるため、おのずと異なる位置づけになってくるだろう。
 - 3) [Mamedova 1960; Khafizova 1990]。またソ連解体後は Moiseev 2003, Moiseev 2004 の史料紹介、宣誓者と遊牧民の部族コミュニティの相関を検討した Dzhampeisova 2006、国際集会裁判の全体像を整理しなおしたハフィゾヴァ 2017 がある。
 - 4) [厲声 1988; 2004]。ただし彼の研究は、ロシア側の事情を部分的にしか斟酌していないほか、年代の不正確さにより記事の前後関係がはっきりしない『新疆圖志』を主要な情報源としているため、とくに年代について誤解が多い点を指摘しておきたい。

や詳しい運用についてはまだ不明な点が多かった⁵⁾。そこで本稿では、本制度導入にあたり主導的な役割を果たしていたロシア側の公文書を中心に新しい資料を補い⁶⁾、どのような根拠に基づいて二つの帝国間の新しい制度が始まったのか、そしてこの制度がどのように運用されたのかについて具体的に検討したい。

このように新疆とロシア統治下の中央アジアとの境界における紛争解決手段を主題としたとき、議論の焦点は2つある。第一にロシアを中心とする帝国側の思惑であり、第二にそれに対して現地の民族集団がどのように関与し得たのかの余地である。両国にまたがって移動していたカザフ遊牧民の慣習法（アダト）⁷⁾と、イスラーム法（シャリーア）の関係性を明らかにすることも本稿の課題である。

制度的な問題と運用の具体性を検討することから、ローカルな秩序形成・秩序維持の在り方、そこに国際集会裁判が果たした役割が明らかになると考えられる。また、帝国解体直前の露清外交関係の一端を示す作業ともなりうるだろう。

I. 新疆における国際集会裁判の導入

1. 前提としての西北における露清関係

本稿で検討する新疆における紛争解決の前史となっているのは、ロシアによる新疆北部イリ地方の占領である。この地域の多民族的状況を踏まえ、1870年代において、すでに混淆裁判⁸⁾や民族間の集会による裁定がロシア側の記録に残されている。またロシア植民地たるトルキスタン・ステップ地方とロシア占領下イリ地方との間の係争には、しばしば合同での裁定の場（すなわちロシア語で言うスエズド *s'ezd*（集会））が設定されていた⁹⁾。これは1867年のセミレチエ・シルダリア両州統治規定案などに見られる、大規模な、あるいは行政区分の境界を越える係争に適応される仕組みでもあった¹⁰⁾。パーレン伯による中央アジア

5) [Noda 2018]（和文では[野田 2017]）。それ以前の野田 2013 は、露清双方の史料を検討する志向はあったものの史料調査の不足から概観にとどまっていた。

6) ロシア帝国外交文書館 [AVPRI]、ロシア帝国軍事史文書館 [RGVIA]、カザフスタン国立中央文書館 [TsGA RK] における調査の結果を踏まえている。もちろん関連文書は多量であり未見の文献も多く残されている。

7) アダトの概観については野田 2014 を参照。

8) ロシア語で *Smeshannyi sud* と呼んでいるものである。東シベリア、すなわちウリヤスタイとイルクーツクとの間の露清間の国際集会裁判について Sizova [2015: 98] の言及がある。また Sizova 2019 は、外モンゴルおよび新疆北部アルタイにおける混合裁判の複雑な環境に焦点を当てつつ、新疆における国際集会裁判の最新の研究動向をも整理している。

9) バントゥソフによれば、「さまざまな郡・地区」、すなわちトルキスタンおよびステップ地方の各郡とイリ地方の各地区にまたがるカザフ間の紛争解決のために、1872~76年の間に4回のビイ（カザフの判事）による特別集会が開催されたという [Pantusov 1881: 53-54]。野田 2017 も参照。後述する 1881 年のスエズドも、おそらくはこの仕組みを援用したものと思われる。

10) さらにさかのぼると、1864年の改革で開かれるようになった合議体である治安判事会議

査察報告書（1909年）を分析した伊藤秀一は、スエズドを「会同」と訳しているが〔伊藤2000:7〕、本稿が考察する国際スエズドについては、「国際集会裁判」の訳語を用いたい。というのも、スエズドは小規模の合議による裁定の場を指すこともあったが、本稿が対象とする露清国境においては、大規模——ときに2000人を超える参加者¹¹⁾——の「集会」が挙行されていたからである。

イリ地方は10年を経て1881年2月のサンクトペテルブルク条約をもって清側に返還され、新たな境界が定められた。ただし、この条約でも、両国間の国際紛争をどう解決するかについて明確な規定は設けられなかった（むしろ自国法での裁定を説いていた）。他方、この地域の露清国境においては越境が頻繁に発生し、清側の文献中に、しばしば「積案」と表現されるように、両国間——より正確には両国の国籍保有者間——の未解決の案件は次第に増え、事態はすぐに深刻になった。少しあとの上奏文であるが、イリ将軍の長庚が、イリ地方について通商交渉が密になったことと係争案件の増加の相関に触れている（光緒23（1897）年3月25日）〔光緒硃批:709〕。ここに念頭においている係争は、いわゆる刑事事件であり、殺人、盗み（とりわけ家畜）を中心としていたが、婚姻にかかわる民事案件¹²⁾も含まれていた。もっとも、ロシア側で把握していたように、清では刑事・民事の明確な区別は設けていなかったこともたしかである〔Bogoiavlenskii 1898:62〕。

このような事態を受け具体的な手続きを示したのは、露清間の1883年条約（中俄議定両属纏頭商民事宜）であり、新疆を往来するロシア国籍商人を念頭に、シャリーアに基づき双方選出の「ビイ」が裁定を行うことを定めた。漢文では、「回教旧規」、すなわちイスラーム法に照らして、「辦事人」が裁定を行うとされているが、テュルク文においては、「自分たちの古来からの慣習に基づいて審理が行われる *Burunggi özlärining šari'at birlän taftiş qilina dur*……彼ら〔=両国のムスリム *Oros häm Hitây musulmanları*〕は、ビイを選出することになっている *olar biy saylab alsalar*」とテキスト間の大きな異同がある¹³⁾。注意しなければならないのは、ビイはあくまでもカザフ人の判事を意味し、イスラーム法と直接関連づけられていなかった点である。実際にはロシア国籍のムッラーが判事役を務め、少なくとも1890年代までは実効性があったと言われているが〔Bogoiavlenskii 1898:32,40〕、くわしい

↙ (s'ezd mirovykh sudei) に起源を求められそうである〔高橋2001:132〕。高橋が指摘するようにこの会議が控訴管轄を持つことは、その後の国際集会裁判の上級審としての役割を考える上で示唆的である。制度運用開始直後のセミレチエ州軍務知事の見解では、ロシア領中央アジアにおける州を越えるスエズドの規則を国際集会裁判にも適用すべきとみなしていた。ただし、おそらくは陸軍と外務省間の方針の相違から、この見解は在チュグチャク領事によって否定され、領事はむしろ両国民間の平等を重視していた〔TsGA RK: f. 64, op. 1, d. 1599, l. 14ob.〕。

11) 光緒21年4月6日、タルバガタイ参贊大臣フルミンガの報告によれば、光緒20年（1894）のシュバルアガシユの集会裁判には2000人余が集まったという〔近史所:01-17-044-01-004〕。

12) これについては厲声〔2004:275〕にくわしい。

13) 〔中華民国外交部:910000122〕。なお、史料引用中の〔 〕内は筆者による補足を指す。本稿において清側史料中の日付は旧暦、ロシア側史料ではユリウス暦に基づいて記載する。

運用については不明な点が多い。いずれにしても、帝国法ではなく現地民の法体系にしたがう方針がここに始まっていることを再確認しておきたい。

83年条約締結後、ロシア政府内では特別会議を開催し議論を行っている¹⁴⁾。新しい制度の検討がなぜ行われたかについて、ボゴヤヴレンスキーの分析によれば、ロシア領事による裁判の限界・負担軽減があるという [Bogoiavlenskii 1898: 31, 65]。注目すべきは、シャリーアとロシア帝国法との齟齬を自認、つまり両者の差異を認識した上で、新たな対応を考察している点であり、その結果、あらためて現地の法体系に注目することになったのである。すなわち特別会議では「現地の規則と慣習〔複数形〕による公正」に重点が置かれていた。少なくとも議事録に見えるロシア側の論法では、現地の法による裁定は、ロシアのみならず清にとっても秩序維持のために有益であることを確信していたことは間違いない [RGVIA: f. 401, op. 1, d. 882, ll. 8-9ob.]。無論、その後も新疆の主要都市に駐するロシア領事の役割が失われたわけではない点には注意を要する (第三章で検討する)。

一方の清側では、議論の推移は不明なものの、従来新疆のムスリムについては彼らのシステムに委ねる政策を取っており、現地の法に依拠するというロシアの提議に応じることは難しくなかったと推測される。少なくとも清の方でも未解決案件を問題視し、共同で解決することを考えていたことはたしかである。清側の見解を考えるために、『新疆圖志』[499]が振り返るところを参照してみよう。それによれば、ペテルブルク条約締結ののち、タルバガタイ参贊大臣錫綸 (シールン) がセミレチエ州知事と交渉し、清露両国が派遣する官員たちにより76件を裁定したことが最初の「司牙孜 (集会裁判)」の例 (史料中では「試行)」であった。「司牙孜」は前述のロシア語「スエズド」(集会)を指す。『新疆圖志』では光緒8年のこととするが、光緒7 (1881) 年のバフトにおける集会と考えるとロシア側の情報と整合する¹⁵⁾。ただし、ここで言う「スエズド」はあくまで露清両国の官員が会合を持ち裁定を行うことを意味し、現地の慣習法に基づくのちの国際集会裁判とは区別すべきものであろう¹⁶⁾。

2. 国際集会裁判の誕生

特別会議の議論を受けて、第二の条約「中俄会訂塔城哈萨克^{カザフ}附条約」が1884年に締結された。この条約の第4条 (漢文) は、タルバガタイ (塔城) 地方におけるカザフ関係の係

14) 8月5日の当会議の参加者は、外務大臣ギールス、ステップ総督コルバコフスキー、チュグチャク領事バルカシンらに加え、陸軍・内務省の関係者であった [RGVIA: f. 401, op. 1, d. 882, ll. 2-10]。

15) ロシア側の記録における国際的なスエズドの初出は、1881年7月の文書 (セミレチエ州知事からタルバガタイ参贊大臣錫綸宛て) と考えられる [TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 701, l. 9]。

16) トルキスタン総督代理コルバコフスキーから外務省アジア局長 N. K. ギールス宛て文書 (81年11月22日) [RGVIA: f. 447, op. 1, d. 14, l. 125]。なお、この中では錫綸は清側被告の出頭に消極的であったと報告されており、清朝側の受け身の姿勢とみることもできよう。

争を、カザフの「道理」にしたがって処理することを明記する。ただし、正文であるテュルク文条約テキストにおいては、「アダトとシャリーアにしたがって『*adāt hām šarīgat buyunča*』¹⁷⁾ となっており、より広くイスラーム法をも含み得る文言になっていることに注目したい。別の表現としては、ロシア領事（駐タルバガタイ）のカザフの「俗交」（すなわち慣行）適用へのこだわりを記した清側文書が知られている¹⁸⁾。言うまでもなく前提となっているのは、カザフが両国にまたがって遊牧しており、カザフが当事者となる案件が多いことであった [Bogoiavlenskii 1906: 404]。

慣習法に依拠した紛争解決の場として、この条約が規定したのが国際「集会裁判」（スエズド、漢語では「司雅仔・司牙孜 *siyazi*」などと音写される）で、毎年秋に開催することが定められた。清側の政策決定過程は明らかではないが、ロシア語のスエズドをそのまま用いていることから判断すれば、ロシア側のイニシアティブはあきらかであろう。なお、清の文書から判断すると、スエズドという単語そのものを、「清理積案」、すなわち積み重なった案件を清算処理すること、と拡大解釈していたようである（光緒 33 年 12 月 3 日、廣福奏）[光緒朝硃批：861]。また、その内容は、「原告・被告らを招集し [証人も交えた当事者] 三方相互の主張を照らし合わせ、共同で審理し結審するもの（調集原被告等三面質対共訊結



地図 露清境界と主要都市¹⁹⁾

17) [中華民国外交部：910000126002]。Noda 2017 も参照。ロシア文も “po obychaiam i sharigatu” という同様の文言を含む [Miasnikov 2004: 165]。なお、正文ではないが、ロシア文はカザフのほか「その他の商人たち」を対象として定義する独自の文言を持ち、ロシア側の意図がうかがえる。「シャリーア」とカザフの慣習法の非対称な関係については、野田 2019 も参照。

18) 光緒 25 年 9 月、総理事務衙門から駐清公使 M. N. ギールス宛て文書 [近史所：01-17-040-09-002]。

19) https://commons.wikimedia.org/wiki/File:China_Xinjiang_location_map.svg (NordNordWest/CC BY-SA 3.0 DE) より作成。

案)」と理解されていた（光緒13年10月、錫綸奏）〔光緒朝硃批：648-649〕。

以上の制度創設の過程を踏まえて、新疆における露清間の国際集会裁判制度の実態について次章でくわしく分析したい。

II. 国際集会裁判の運用

1. 裁判のための手続き

1884年条約が定めた国際集会裁判（スエズド）について、開催記録や判決のリストなどは残されているものの、どのように両国間で運用の調整を行っていたか、どのような交渉があったかなどの史料はこれまでのところほとんど確認できていない。概要は先行研究に示されているが、あらためて整理すると、カザフの慣習法を媒介とする点に大きな特徴がある。すなわち双方が選出したカザフのビイが集まって裁定を行う点である。当初は毎年秋の開催を規定したものの、現実味を欠いていたようで、次第に3年に1度の開催を原則とする認識が一般的になり、一方で、実際には原則から外れた開催も見られた²⁰⁾。

最初の例は、86年、タルバガタイ近郊のシュバルアガシュにおける国際集会裁判である。84年の条約はタルバガタイのみにかかわる規定だったが、それ以外にも主要な都市であるイリヤカシュガルの近郊でも集会裁判は開催されており、地域別に独立して運用していたことは注目すべき点である。少し時間が経過してからの上奏文が、光緒13年（1887）に、タルバガタイの例にならってイリにおいても新制度を設立したことに言及している²¹⁾。さらに既存の研究では位置づけが曖昧だった北端のアルタイ地方でも、露清間の集会裁判は開催されていた。これは新疆北部が、ロシアと外モンゴル西部の境界が近接する地でもあったからである。またアルタイにおける国際集会裁判が、清朝から中華民国へと政体が変わった後も継続して開催されていた点は特筆すべきであろう。具体的には、1912年、1914年、1915年の開催事例が知られている²²⁾。国際集会裁判の開催事例については、ハフィゾフによる一覧があるが〔ハフィゾフ2017〕²³⁾、露清双方の史料の対照によりさらに補うことができる（表1）。開催地は基本的に清朝領内であり、ロシア側の官員が特別の旅券を発給されていた。

会合・裁定の場でのやり取りの詳細はあとで検討することにして、先にこの集会のために

20) 一例として、悪天候により日程を短縮して翌年に再開したこともあった〔光緒朝硃批：648〕。

21) 光緒33年12月3日、廣福の奏文〔光緒朝硃批：861〕。厲声〔1988：70〕は、イリについても条約を結んだことについて指摘するものの、『新疆圖志』の誤った年代に基づいて議論を進めており注意が必要である。

22) [AVPRI: f. 143, op. 491, d. 640]。Sizova 2019も参照。イリにおいても、1918年にロシア領事がスエズド開催を要請したことに言及する文書があるが、ロシアにおける混乱を理由に翌年に先延ばしとする旨の報告があるにとどまり、その結果についてはさらに調査が必要である（新疆省長楊增新から外務部宛て、民国7年3月14日）〔近史所：03-32-129-03-002〕。

23) 一方で厲声によるリストもあるが、既述のように『新疆圖志』の不正確な情報そのまま記載されているため注意を要する〔厲声2004〕。

表1 国際集會裁判の開催リスト

年	開催地	出典・備考
タルバガタイ／チュグチャク		
光緒 12/1886	シュバルアガシユ	[TsGA RK : f. 64, op. 1, d. 1599]
1891	シュバルアガシユ	1908年のエレジェによる ²⁴⁾
光緒 20/1894	シュバルアガシユ	[MKOP]
1897	バフト＝チュグチャク間	[TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 37429]
光緒 25/99 年 9 月	シュバルアガシユ	1908年のエレジェによる
光緒 32/1906	(記載なし)	[故宮 : 186066]
光緒 34/1908	シュバルアガシユ	このときのエレジェが以前の開催 (1891, 94, 99, 1906年)に言及 [Moiseev 2004]
宣統 1/1909	シュバルアガシユ	[TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 38056] [近史所 : 02-10-021-09-006]
民国 3/1914	シュバルアガシユ	[TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 38204] [近史所 : 03-32-129-03-006]
イリ／クルジャ		
光緒 12-13/1886-87	ケゲン	光緒 12・13 年に開催 [光緒朝硃批 : 648-649]
光緒 22/1896	ケゲン	[ハフィンゾワ 2017]
光緒 28/1902	ケゲン	[ハフィンゾワ 2017]
光緒 33/1907	ムザルトの小スエズド	光緒 31 年に開催できず [光緒朝硃批 : 861]
光緒 34/1908	ケゲン (34 年 5 月)	[故宮 : 180953]
1912	イリの小スエズド	[TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 38136]
民国 7/1918 年	(ロシア側の開催要請, た だし開催されず)	ロシアにおける政情混乱と国際集會裁判 開催の困難について [近史所 : 03-32-129-03-002]
カシュガル		
光緒 30/1904	クズマイラク	[故宮 : 004169] [近史所 : 03-32-491-01-017]
宣統 2/1910	クズマイラク	[清代新疆地区]
アルタイ		
光緒 26/1900	(ケレイ部族のスエズド)	[AVPRI : f. 143, op. 491, d. 640, l. 227]
1912	アルカバク	[AVPRI : f. 143, op. 491, d. 640, l. 17]
1914	シャラスメ	[AVPRI : f. 143, op. 491, d. 640, l. 16]
	カバ・ブルチュン (8 月)	[AVPRI : f. 143, op. 491, d. 640, l. 16]
民国 4/1915.12.4	サウル	中国アルタイのケレイ部族が 1900 年の エレジェに補足 [AVPRI : f. 143, op. 491, d. 640, l. 226]

必要な手続きを確認しておこう。条約は詳細を何も定めていなかったために個別の合意事項を整理する必要があった。これは、カザフ語でエレジェ (erezhe)²⁵⁾ と呼ばれる文書として

24) これより前の 1888 年のスエズドについてボゴヤヴレンスキーの言及があるが、詳細は不明である [Bogoiavlenskii 1898 : 68]。なお、「エレジェ」については次頁を参照。

25) 漢語史料では「積案定章」などと記される。ロシア帝国内の用例について、Sartori [2011 : 7

文字化・共有された。国際集會裁判の開催にあたりなによりも先にエレジェを策定したという [Moiseev 2003]。この合意でもっとも重要なのは、この国際集會裁判の判決が最終的な効力を持つ、すなわち最終審であることを明記している点であろう。それ以外にも、刑罰の詳細などを定め、選出されたバイらが署名をして作成した。すでに公刊されているものとして、86年のケゲンにおけるスエズド [Khafizova 1990]、また1894年のシュバルアガシュ [MKOP: 101] および1908年のシュバルアガシュのスエズドにかかわるエレジェ [Moiseev 2004] がある²⁶⁾。

なお、エレジェについては、「ロシア語訳」が作成されたとの記述があるため²⁷⁾、本来は現地語（基本的に、多くの場合の当事者であるカザフ人のためのテュルク語）により作成されていたことは間違いない。そもそも、参加者の目につくように掲出されていたとの記録もある [ハフィゾフ 2017: 37]。記される事項を見てみると、冒頭に当該のエレジェに署名をする者たち（両国からの出席者）の名が挙げられる場合があった。最初の事例である86年シュバルアガシュのエレジェを見てみよう。

バダランガ・ドロ [光緒] の12年、ロシアでは1886年の7月19日、我ら、以下に署名するもの也。[すなわち] ジャルグチたち・ウクルダイ・ボロス [郷長] たち・ザンギたち²⁸⁾・バイたち・アクサカル・有徳者たち *yaḥsilar*・選任された人々……スエズド *siyāz* に集まった人々が、バクト・シュバルアガシュのスエズドにおいて、キタイ国の大清の支配下にある部族ケレイ、ロシア皇帝に従うマンベト部族が、協議してエレジェ *'irāja* を作成することについて述べ、合意 *bir ittifaq* した [TsGA RK: f. 64, op. 1, d. 1599, l. 51]。

ここで重要なのは、露清双方の官吏が署名をしている点、また双方の合意に基づくことを確認している点である。

書式も定まっていたわけではなく、その時々で異なる内容が記載された。例として94年シュバルアガシュのエレジェは、全45項目から成る。第1項で、1891年までの分は「手打ち *salavat*」²⁹⁾ とする旨を示している。以下、第2項はスエズドの裁定が最終審であることを述べ、第3項は、賠償を受け取ったものは再び訴訟を起こさないこと、もし起こした場合

303] は慣習法の記録そのものを重視しているが、この文脈では一同の合意こそが重要ではないだろうか。また伊藤秀一 2001 もロシア国内のエレジェの役割に言及している [7-8]。

26) 1899年シュバルアガシュのエレジェが20世紀半ばに新疆で発見され、その内容のごく一部に羅・白 1988 が言及している。

27) 1900年シャアバン月18日(光緒26年10月)の大エレジェのロシア語訳がシャラスメのロシア領事館からのレポート(1916年)に添付されている [AVPRI: f. 143, op. 491, d. 640, ll. 227-229]。

28) 清朝の地方官員について、ロシア側史料では訛音をともなって写された。ここに挙がる官名は、それぞれ *jaryuči*, *uheri da* および *janggin* を指しているものと考えられる。Bolos は逆にロシア語の *volost'* (郷) に由来する。

29) 和解としてのサラワトと、実際に当事者間を移動した金額の少なさについて Dzhampeisova 2006: 225。

には罰金を支払うこと。第10項は、宣誓人を相手から出し、近親者からは出さないことを定めている。第12項は賠償のための価格リストで、ラクダ30ルーブル、5歳馬10ルーブル、若い羊1ルーブルなどが示され、対価は家畜現物ないし現金で支払うことを求めている [MKOP: 101-103]。

遊牧民の慣習法の採集がロシア帝国において行われていたとは言え [Sartori and Shablei 2015]、統一見解が定まっていたわけではなく、むしろエレジェののっとって集会裁判を進め裁定を下すこと自体が、カザフの慣習法による裁定を意味していたと考えられよう。その一方で、エレジェの中には、シャリーアと重なる要素を見出し得るものがある³⁰⁾。1900年アルタイのスエズドにおける「大 *ulken*」エレジェの第1項は、「1. 殺人や傷害のような人命と身体を害する犯罪についての案件は、行政的・司法的審理で結審できない場合、シャリーアにしたがって裁定される」(下線は筆者による、以下同様)と記し、清から位を得ていた公爵以下カザフの有力者たちがそれに署名することで効力を与えている。つまり、エレジェが担保するカザフの慣習の中に、イスラーム法の要素も落とし込んでいることになる。そもそもこのエレジェは、冒頭に神への祈願文が記されるなど、イスラーム色の強いものであった [AVPRI: f. 143, op. 491, d. 640, l. 227]。ほかにも、より具体的にイスラーム信仰に言及するエレジェもある。モンゴル・新疆北部に遊牧していたアバク・ケレイ部族のエレジェの第2節が、「ムハンマドの宗教を基礎として」自分たちの法 (zang) を策定する旨を宣言している [MKOP: 142]。

カザフの慣習法による裁定の中で、当事者・証人によるコーランへの宣誓が大きな意義を持っていたことについては、すでに米国のマーチンによる研究がある [Martin 2004]。清側でも、カザフの慣習ののっとることを条約で確認しながら、実際の判決台帳においては、「回礼」³¹⁾ で処理されたことを記録しており、イスラームを媒介とする手段によって未決案件が解決されるとみなしていたことは興味深い。エレジェ、ひいては国際集会裁判とイスラーム法との関係性については、非ムスリムがかかわる案件の処理ともかかわる問題であるため、第Ⅲ章で改めて論じたい。

国際集会裁判の前提として、双方の案件が蓄積されていることが主要な動機であったため、未解決案件を連ねたリストを作成し事前に互いに通告していた。交渉は1年前に開始され、開催数か月前にはロシア領事館に双方のリストが届けられていたという [Bogoiavlenskii 1906: 405]。事後には、裁判の結果をまとめた台帳が作成され、これも双方が保管していた。現在ではこれらのリスト・台帳の所在は分散している。利用可能な中国側の文書のうち、特定の国際集会裁判 (光緒 28 (1902) 年ケゲン) についてまとめた判決台帳が残されてい

30) サルトリが指摘するシャリーアと慣習法双方に依拠するアクサカル法廷との対照が可能かもしれない [Sartori 2009: 411]。

31) 字義通りには「イスラーム式儀礼」であり、イスラーム法を意図していると考えられるが、判決リスト (次注参照) 中では、この語のみでイスラーム式の宣誓を指すことも多い。

る点は重要であろう [清代孤本：11冊]。ロシア側ではロシア語・テュルク語で判決台帳を作成していたのに対し [TsGA RK: f. 64, op. 1, d. 1599, l. 68]、清側では漢語のものしか作成しなかったようである。判決にはビイの署名が添えられるようになっていたが、現存する漢語版判決台帳では、「某ほかビイ4名が署名をした」と簡略化した形で記載されるにすぎない [清代孤本：8冊, 3340]³²⁾。

どのような案件を国際集会裁判に送るのかについては、チュグチャク領事バルカシンからステップ総督宛ての報告 (1885年) をボゴヤヴレンスキーが引用している [Bogoiavlenskii 1898: 66]。それによると、カザフの訴訟の中でも、証拠がない案件、被告の所在が不明な案件、賠償済みだが受け取り署名がなかった案件などの裁判プロセスが完了していない案件が取り上げられたという。このような案件を「国際集会裁判における彼らカザフ自身による平和的な裁き」に回したのであった。

ここでは紙幅の関係から訴訟や判決を詳細に検討することはできないので、全体像を把握しておきたい。例として、1896年 (光緒22) ケゲンにおける国際集会裁判を見てみよう。これについてはロシア領事官員S. ソコフの報告が残されている。取り扱った案件の件数に注目すると、ロシア側から清側、すなわち中国籍カザフ、カルムイク、シベ (錫伯)、ソロン (索倫)、漢人への訴訟として、総件数971件が挙がり、細目として順に、ビイの裁定による解決、宣誓による解決、否認365件、和解12件、ロシア領事と清の道台への転送、被告の所在不明により次回へ持ち越しと分類されている (表2) [AVPRI: f. 143, op. 491, d. 449, ll. 226ob.-227]。否認は、訴えが正当でないといみなされたことを意味し、これもまた紛争解決の道筋の一つであった。

表2 1896年ケゲンにおける国際集会裁判の取り扱い件数

	裁定	宣誓	否認	和解	転送	持ち越し	総数
露から清	65	35	365	12	0	494	971
清から露	85	39	164	4	15	574	494

これまでに明らかになっているデータに照らすと、一度の国際集会裁判で最大規模だったのは、1908年のシュバルアガシュにおけるもので、清側からの訴訟7700件、ロシア側訴訟6500件を数えた [ハフィゾフ2017]。清側史料の例を示すと、光緒20年 (1894) のシュバルアガシュにおける集会は、3年前の前回開催時から未決件数が積み重なり、清の「蒙哈」 (モンゴル・カザフ) の案件が1427件、ロシア籍の者からの訴訟が1226件で、計2653件を裁定したと伝わる (光緒21年4月6日、タルバガタイ参贊大臣フルミンガの報告) [近史

32) ロシア側史料の調査が不十分なため断定はできないが、ロシア側でも国際スエズドについては「審理記録原簿」 [磯貝2014: 148] は作っておらず、判決の概要を示した台帳のみが作成されていたと考えられる。一方で清側の台帳はロシア側台帳の内容に比して、それをさらに簡略化した「判決リスト」と呼ぶべきものしか見つからない。

所：01-17-044-01-004]。表2からは持ち越し案件の多さが目に付くが、この点も以下で考察することにした。

2. 裁判の進行

上に検討した96年の例を軸に国際集會裁判の進行を見てみよう。イリ（クルジャ）近郊のケゲンにおける国際集會裁判は、前回1887年に続き、露暦1896年（光緒22）9月14日から10月17日に開催された[AVPRI:f.143, op.491, d.449, l.224]。ロシア側の記録によれば、当初8月1日開始予定であったが、リスト作成の遅れにより延期されたという。清側では裁判の進行にはあまり関心が払われていなかったのか、進行についての記録は見つからない。なお、このときの裁判とは別の機会に聴取されたビイの証言から、トベバス（カザフ語 töbe-bas）なる役職を判事の代表として設定し、彼らによる事前の確認と承認により、できるだけ大量にすばやく解決できるように準備をしていたことが明らかになる³³⁾。

さて、このとき、両国の責任者（スエズド長³⁴⁾）を務めていたのは、ロシア側が東洋学者としても知られるN.パントゥソフ、清側がSe-amban（シベの総管である色布西賢 *Sesihiyen*）であった[TsGA RK:f.44, op.1, d.37661, l.34]。

タルバガタイではより多くの官員がかかわっていたようである。光緒25（1899）年の国際集會裁判の漢語判決台帳の冒頭には、立ち会った者として、承辦中俄積案塔城辺防印務章京の忠瑞、同滿漢營務處の李焱、幫辦中俄積案印務章京の覺羅瑞銘、同候補県丞の劉文龍という清側の官員の4名と、ロシア側官員たる郡長およびトルキスタン知事からの派遣官らの名が示されている[清代孤本：8冊，3047]。ロシア史料においては若干異同があり、同じ99年シュバルアガシュの集會について、中国側からはウクルダイの代表として4名のカザフが、ロシア側からはザイサン・レプシ郡のカザフの代表たち、ステップ総督府から特命のA.P.プラーホフ（Plakhov）およびチュグチャク領事ボルネマンが臨席していたと伝えている[Moiseev 2004]。

これら双方の監督者たちとは別に、より密接に事案にかかわる者たちがいた。双方選出による判事役のビイ、そして当事者と証人である。ロシア側の認識では、清側から来たリストにしたがい当局は被告と証人を出頭させることになっていた（1896年8月31日レプシ郡長

33) セルギオポリ郡のトゥルグン＝ブルグトフの供述による（1886年11月20日）。彼は、1872年よりロシア国内の郷においてビイの任にあり、86年シュバルアガシュの集會裁判にもビイとして参加した。このとき、ロシア側から8名のビイ（4郷から2名ずつ）、また清からも8名の参加を見た。清朝領内のカザフの例にならってトベバス（史料では“top-bashi”）を2名選出し、彼らはどのような判決がより公正であるのかを前もって議論しておき、16名全員が公正であると判断したら、それを台帳に記入し印を押したという[TsGA RK:f.64, op.1, d.1599, l.5]。別のビイの証言によればそもそも双方のビイたちの見解はなかなか折り合わず、そのためにトベバス選出をセルギオポリ郡長マエフスキー（Maevskii）に要請したという[idem:l.6]。1908年のトベバス（tiube-bashi）の事例についてはMoiseev 2003。

34) ロシア語では nachal'nik s'ezda、また満洲語では siyas-i da と呼ばれる。

からセミレチエ軍務知事宛て) [TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 37661, l. 105]。もちろん関係者総員が集まることはできないので、エレジェの役割の一つとして、非出頭者にも結果を承諾させることが盛り込まれていた(1886年のビイの証言による) [TsGA RK : f. 64, op. 1, d. 1599, l. 5]。なお、集会裁判に臨席していたロシア官員は、清側からの饜応を受けたことについて記録を残している [Moiseev 2003 : 170]。96年の集会裁判に戻ると、最後は領事官員 S. V. ソコフと伊塔道台 Li の臨席の下で閉会したのであった [ABPRI : f. 143, op. 491, d. 449, l. 226]。

この国際集会裁判で最も重要なのは、未解決の案件を処理することである。とくに被害者をどのように救済するののかに関心が集まり、そのための賠償(額)を定めることに議論が集中していたと言っても差し支えあるまい³⁵⁾。カザフの慣習にしたがえば、家畜盗はもとより人命に対しても家畜あるいは金銭で賠償が行われることが解決の主要な道筋だったので、被告が賠償を受け取ったかどうかについて受け取り証明の文書を作成することも重要な手続きの一つであったとみられる。たとえば、1896年10月5日付、清籍のモンゴルによる証明書は、24頭の馬の補償として25ルーブルを受け取った旨が記され、スエズド長のパントウソフ宛てに提出されたものである [TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 37661, l. 136]。また別の文書は、同年9月14日付、ロシア領内の郡カーズイーの押印がある証明書であり、その内容は、「私、ケトメン郷に属するタランチのトゥカの子セイフ (Seif Tuqabalasi) は、以下に署名いたします。この集会裁判 *siyāz* にかけてられた案件について、30タンガの金銭を息子を通じて我が喜びとして受け取りました。その旨の正しさについて書面とすべく記しました」とあり、ロシア籍のタランチが賠償を受けたことを裏書きするものとなっている [TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 37661, l. 144ob.]。

上述のようにエレジェであらかじめ賠償額について合意が済んでいる場合もあり、そのときはより速やかな審理が期待できたであろう。合意が済んでいなければ、国際集会裁判においてビイたちに期待された役割は、こうした量刑判断・賠償割合の確定であった。

もっとも、いかに賠償がなされるかという点は重要ではあったが、これらの国際集会裁判においてすべての案件が容易に解決の目をみたわけではもちろんなかった。審理の過程をパターン化してみると以下のように整理することができる。ロシア領事報告の分類を参考しているが、そこに清側の記録・認識も踏まえている。

1. 当事者不在の際の欠席裁判³⁶⁾
2. 当事者がそろい証拠もある³⁷⁾ 場合は、ビイの裁定に委ねる=清側カザフがロシア側カザ

35) 厲 [2004 : 279] が、清側判決台帳の分析から、全額賠償、部分的賠償、無証拠のため宣誓により不賠の3つに大別して整理している。

36) 94年シュバルアガシュのエレジェ第8項では、被告不在の場合でも、原告による証拠が採用されれば判決はくだしうことが規定されている [MKOP : 102]。

37) 「双方のカザフのビイらが訊問を行い(両辺辦事哈目等訊問)」、証拠の有無を明らかにしていた。

フに抗告した件で、ロシア銀と糧食についての訴訟がある。このとき審理では、証人・証拠を検討し、控訴は是とみなした。奪われた銀については半分を賠償額として支払うよう判決が定まった³⁸⁾。この賠償額の率も判事の裁量であったと考えられよう。

3. 証拠がない場合は、宣誓を行う [野田 2014] = 原告側が宣誓を行えば、賠償に進み、被告側が否認宣誓を行えば不賠償となる。光緒 25 年の判決台帳では、「回礼 [すなわちイスラーム法] に照らして一人を選び宣誓させる (按照回禮公選一人起誓)」という内容が繰り返し記載されている [清代孤本: 8 冊, 3056]。この宣誓は「回理」と記される場合もあった [近史所: 01-17-044-04-007]³⁹⁾。
4. 和解=いくつかの方法があるが、ここでは既出のサラワト (*salavat*) のみ確認しておこう。エレジェでは、古すぎる訴訟は国際集会裁判で裁定せず、サラワトとして水に流すことを定めることが多かった⁴⁰⁾。漢語判決台帳の中では、「説話」として調停に成功しているケースもあったようである [清代新疆地区: 6 冊, 2369]
5. 差し戻し=稀なケースかもしれないが、86 年の国際集会裁判において証拠により一度は否認の判決が下されたものの、最終的に差し戻され 87 年の国際集会裁判に回された案件がある [TsGA RK: f. 44, op. 1, d. 37661, l. 158ob.]。すでに賠償が済んでいる案件も当然審理の場に進まず棄却された。
6. 次回の集会に繰り越し=宣統 2 年 (1910) カシュガルでの国際集会裁判の判決台帳に 3 件の殺人にかかわる案件が被疑者の未確保のため持ち越しとなったと明記されている [清代新疆地区: 6 冊, 2719]。すでに見たように実際に繰り越しとなる件数は少なく、あらたな問題も発生していた。

この新しい制度の効果が見られたことはたしかだが、一方で集会裁判の効力・効率についての否定的な議論も見られた。前出ロシア領事の報告書 (1896 年) も、86 年ケゲンのスエズドがそれほど機能しなかったことに触れている。その理由は、おもに清側のリストの不備および犯人隠匿であった [ABPRI: f. 143, op. 491, d. 449, ll. 225-225ob.]。負の要素としては、費用負担も予定外の出費となっていたはずである。光緒 13 年 10 月の上奏が、1887 年ケゲンにおける国際集会裁判で 1012 件を処理するために、路銀や紙・羊そのたの雑費として月

↙ [清代孤本: 9 冊]。

38) ただし、厳密にはこの例は集会裁判ではなくロシア領事との協議による審理によって裁定が下された案件であるが、集会裁判でも同様のプロセスがあったと考えられる (光緒 21 年) [近史所: 01-17-044-01-009]。

39) ロシア帝国治下の例ではあるが、1875 年のある郷スエズドの判決台帳の記述を参照すると、原告側を選んだ 1 名に、被告の無実を証明するよう宣誓を求める。宣誓すれば原告の訴えは否認される。宣誓できなければ全額の賠償を行う。宣誓をせず「折半 *qariindas*」にて和解することもできたのであった [MKOP: 157]。

40) 94 年シュバルアガシュのエレジェ第 2 項もその一つである [MKOP: 101]。

に100両、官員10名の移動に月額4両ずつ、通訳その他の官員20名のために月額2両ずつ、治安部隊100名のために月額3両ずつ、さらにロシア官員の接遇・礼物のために300両の銀が必要であったと見積もっている〔光緒朝硃批：648-649〕。

1896年になると、「年ごとに積み重なった案件を、スエズドの集会において多量に処理して解決することができなくなった *aniya tome jibsibuha uyungge baita hacin be, siyas i isan de labdu icihiyame wacihiyahakū ofi*」として、案件が多すぎるという国際集会裁判制度の限界を指摘し、清側官員代表の道台と、ロシア側の領事（この場合駐クルジャ領事）が個別の審理によってより積極的に紛争解決にかかわることを双方で確認する文書（露語でプロトコル *protokol*、満洲語で *boji bithe* と呼ぶ）も作成された〔TsGA RK : f. 44 op. 1, d. 37661, l. 213〕（光緒22年9月13日、満漢合璧⁴¹⁾）。それぞれの「スエズド長」、すなわちパントウソフと総管の「Se/色」が押印するこの文書が、双方の合意の下で作成されたことは間違いなく、揺り戻しともいえる現象が起きていたことが考えられるが、その後、清側の文書で国際集会裁判の欠点を認識するようなものは見いだせず、ロシア側に比べると楽観的な見通しを持っていたと考えられる。

そもそも1884年条約のような両国間の規定も大きな枠組みしか定めていないため、エレジェのような施行細目は不可欠であった。それ以外の補助的な仕組みとして、規模の小さい「小スエズド」（小司牙孜⁴²⁾）のような柔軟な運用や、プロトコル (*protokol*)（議定書）〔TsGA RK : f. 44 op. 1, d. 37661, l. 34ob.〕のようなエレジェとは別種の合意事項にかんする文書作成が挙げられる〔Noda 2017〕。イリに限った例かもしれないのだが、双方のスエズド長が実務に際し書簡を交わし、密に調整を行っていたことにも注意したい〔TsGA RK : f. 44, op. 1, d. 37661, l. 33〕。また清側が開設したロシアとの交渉を担当する中俄局も両国間のコミュニケーションの円滑化に一役買ったに違いない⁴³⁾。

裁判の進行を整理することにより、問題点を有するもののこの仕組みがある程度の効力をもって機能していたことを改めて示すことができた。国際集会裁判の基礎となった1884年条約ではカザフの慣習法が引き合いに出されていたわけだが、実際の運用上では、他の民族集団も巻き込まれ、「回礼」の手続きを通じて処理される場合があった。次章では、国際集

41) この時期の露清間の文書コミュニケーションについて、ロシア側では漢語での意思疎通の困難と相対的な満洲語文書の理解のしやすさがあったようである（1881年9月14日、マエフスキーからイリ地方返還にかかわる主席委員フリーデ宛て）〔RGVIA ; f. 447, op. 1, d. 14, ll. 99 and 101〕。この問題については稿を改めて論じる必要があると考えている。ガリエフが部分的にロシア側満洲語通訳官の果たした役割を指摘している〔Galiev 2011 : 83〕。

42) 光緒33年12月3日、伊犁將軍廣福の奏文が、イリ近郊のムザルトにおける小スエズド開催に言及しているが詳細は不明である。〔光緒朝硃批：861〕。

43) 光緒8年に創設され、光緒14年に伊塔兵備道にその事務が移管された（イリ將軍セレンゲラから総理衙門宛て、光緒14年8月26日）〔近史所：01-34-001-08-001〕。また、中俄局が集会裁判という「洋務」に尽力していることについての上奏がある（長庚ら奏、光緒23年3月25日）〔光緒朝硃批：710〕。

会裁判制度の適用範囲について、イスラーム法との重なりを意識しつつ論じることにはしたい。

Ⅲ. 国際集会裁判に関与していた人々

1. 誰を裁くのか？

カザフのみが対象であったはずの国際集会裁判が、すでに実例を見てきたように、他の民族集団にも適用されていたことは注目すべき点である。運用の例として、1885～1896年まで——87年・96年の両スエズド間期——の600件超の、清籍の諸民族集団からロシア国籍の者に対する訴訟リスト（殺人、家畜盗など）を参照してみよう〔TsGA RK: f. 44, op. 1, d. 37661, l. 157〕。ここには国際集会裁判で解決しなかった案件も含まれている。被告はおもにカザフだが、タランチ⁴⁴⁾のケースもあった。対になるロシアから清への訴訟リストにもカザフ以外の集団は含まれている〔l. 164〕。

とりわけ興味深いのはタランチやドンガン（回民）などのムスリム以外に、シベ、オイラト、ソロン、漢人など清に属する非ムスリムが当事者に含まれている点である。一例を示すと、1884年の清籍カルマク（オイラト）によるカザフに対する略奪のケースがある〔TsGA RK: f. 44, op. 1, d. 37661, l. 72〕。清朝下のオイラトは仏教徒と考えると差し支えないだろう。

またロシア籍カザフが清籍モンゴルに対して馬40頭についての訴訟を起こし、宣誓（史料中では「発誓」）により結審しているケースもある（光緒28/1902年のケゲンの集会）〔清代孤本：11冊，4793〕。まったくムスリムが関与しないケースもごく一部にみられる。同じく1902年、ソロンからロシア籍「蒙古」に対する人命案件で宣誓により結審したことがあった〔清代孤本：11冊，4696〕。

対象がカザフに限定されなかったことについて、先行研究では理由を説明していないが、駐チュグチャク領事バルカシンの認識として、非遊牧民でも仲裁裁判に委ねる同意があれば集会裁判に持ち込むことができる、とみなしている点に注目することができる〔Bogoiavlenskii 1898: 66〕。すでに示した1884年条約のロシア文テキストの文言にも注意を払うべきだろう。本来対象となっていない案件が誤ってリストに加わっていたケースから、微妙な運用方法について知ることができる。これは1886年のケゲンにおける集会裁判の記録であり、清側からの原告案件リストの写しに、ロシア側で注釈を施したものである。この中に非ムスリムの訴訟についての原則が示されている箇所があり、やや長くなるが引用する〔TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 213, ll. 48-48ob.〕。

カザフ・タランチ・サルト [=のちのウズバクの一部] たちの、リストに基づく中国側からロシア国籍遊牧民に対する訴訟は、国際集会裁判にかけられた、あるいはかけられ

44) おもに新疆北部で農耕に従事していたムスリム。現在のウイグル人の一部と考えられる。

るべきであったものである。すなわち、慣習法にのっとり民衆法廷 *narodnyi sud* にか
けられるものとして…[中略]…これらの民族集団の裁定済み案件の情報は、ビイの判決
のリストの写しに掲載されている…[48ob.]…もちろんすべての案件が [国際] 集会裁
判で審理できるわけではなく、次の集会に回されることもある。またすべての裁定がビ
イの判決台帳に載るわけではなく、とくにタランチの細かな訴えなどは、その判決が双
方に口頭で行われる [ので掲載されない]。

漢人・シベ・ソロン・カルムイクのリストの訴えについては、集会裁判では審理しな
い。これらの民族集団の慣習法は [カザフ] 遊牧民のそれとは異なっているからである。
ここからわかることは、ムスリムとカザフ間の係争が想定されていた一方で、非ムスリムの
訴訟は慣習の違いから対象外であると考えられていたことである。ただし上記のリストの写
しの中でも4件は、除外されずにそのまま国際集会裁判の審理にかけられた旨が付記されて
いる。リストのその他の問題点として、犯行そのものが確認できない案件、清側がすでに賠
償済みの案件もスエズドのリストに入ってしまったことが挙げられている。対象外の民
族集団がかかわる案件も含めて、このような案件は国際集会裁判の審理からは除かれた。例
として、清籍のシベからロシア籍タランチへの訴訟が除外されている⁴⁵⁾。

ロシア側では、基本的には遊牧民のアダトが最優先されており、それに適合する案件を国
際集会裁判で処理することが原則であったことがうかがえる。上記のロシア文書も、清側提
出リストの不備に批判的に対応しており、条件に合わない案件は、たとえば領事の指示を受
けてロシア側地区長官 (ジャルケントなどの *uchastkovyi nachal'nik*) が調査を行うことにな
ったという [TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 213, l. 38]。にもかかわらず対象外の案件が集会裁
判に回されてしまう事態も発生していたことになる。

非カザフ・非ムスリムである新疆の各民族集団をも巻き込んでいる点は、まさにこの地域
の多民族性という特徴を反映したものであろう。宣誓をすることで正当性を担保するという、
イスラーム法廷と同様の方法が国際集会裁判において採られていたことはたしかだが、ロシ
ア側はこれまで見てきたように必ずしもシャリーアに具体的に固執していたわけではない。
むしろ清朝側の方が、宣誓の手続きを「回札・發誓」などの語を用いて抽象化し、解決に至
ることを期待していたと考えられる。このような露清間の認識の違いも注目に値する。ハ
フィゾフによれば、それぞれの民族集団が次第にこの方式に慣れ、民族ごとの聖典に宣誓を
行うようになったというが⁴⁶⁾、事態がそれほど単純なものであったかどうかは今後の精査が
必要であろう⁴⁷⁾。

45) 86年のケゲンのスエズドのために間違っしてリストに入れられ、審理にかけられなかった案件
(1883年の事件) [TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 213, l. 40]。

46) [Kahfizova 1990: 171]。Khodarkovsky [2002: 43] が示した、ヴォルガ・カルムイクの伝典へ
の宣誓の例を想起できよう。

47) 厲 [2004: 278] も、文字通りイスラームの宣誓と解釈しているが、当事者の認識についてはよ

この流れを別の形で説明してみよう。国際集会裁判における両国間の未解決案件の解決は、エレジェにより担保された。この策定にあたっては、清側の官員も署名を行っている。それ以外の満洲語版のプロトコル作成なども、清側の満蒙官員やシベ・ソロンなどの集団がアクセスできるという実質的な意味があった可能性が高い。そのような場には、非ムスリムも紛争解決を目的に参加することが可能だった⁴⁸⁾。ロシア当局の想定に反する場合は除外されることもあったが、そのまま審理される場合もあった。清側では台帳への記載時に「回礼」などの漠然とした表現を用いて記録し、むしろ、結審したこと自体に重点を置くことができたと考えられる。

例外を処理するにあたり、ロシア領事の役割は大きかった。そもそも領事はさまざまな手続きの仲介役であったし、賠償が行われるときも領事は通知を受けるなど、司法プロセスに不可欠の存在であったことは間違いない。領事裁判そのものは存在し、すでにカザフスタンのガリエフによる詳細な研究もあるが [Galiev 2011]、領事が裁定に介入しない国際集会裁判とは根本的に仕組みが異なっていることに注意したい。

2. ロシア領事館と国境地帯における司法

すでに見てきたように、国際集会裁判は露清間の唯一の紛争解決手段ではなく、ガリエフが言うように、清との間の係争を裁定する手段としては、ロシア領事による領事裁判、選任判事による裁判、そして国際集会裁判があったのである [Galiev 2011: 339]。これは、国際条約により清もロシアの領事裁判圏内に入ったことを意味している。中国の研究では、新疆における領事裁判権も中国の司法独立の侵害として否定的にとらえる傾向が強いが⁴⁹⁾、国際集会裁判制度設立の経緯を考えれば、領事・領事館の負担軽減が目的の一つであり、両者の併存にこそ意義を見出すべきだろう。

さらに言えば、領事がかかわる審理も、いわゆる領事裁判として領事館にてロシア法を適用して行う場と、それとは別に「混合案件 *smeshannyye dela*」として、両国臣民が当事者になっていることを前提に、ロシア側の領事と清側の新疆官員の双方が合議の上裁定を行うものに分かれていたことに注意したい [AVPRI: f. 143, op. 491, d. 449, l. 280ob.]。後者について、露清どちらが原告であってもやはりロシア領事館にて合議の場が設けられたので [Galiev 2011: 355]、ここでは「領事館裁判」と名付けておく⁵⁰⁾。

り慎重な検討が必要ではないだろうか。

48) 具体例として、シベが原告、ロシア籍カザフが被告の係争においてエレジェ（史料中では「議定専条」）にしたがって賠償が行われたケースを確認できる [清代孤本: 11 冊, 4693]。

49) 例として梁 [2011: 253] は、南新疆の例から領事裁判権を分析し、スエズドや商会仲裁制度などをその他の涉外案件解決法として並べ、領事裁判権の危害性を弱めるものとして提示している。

50) このような複雑な領事の管轄に対して、外務省から領事へのさまざまな指示が必要とされた [Galiev 2011: 348]。なお両国の官員が合同で審理にあたる領事館裁判は、1881 年ペテルブルク条約第 11 条の規定（共同査弁）に由来すると考えられる。

このような領事館裁判のおもな対象はいわゆる民事案件のみならず、刑事案件のうち領土や人命にかかわらない非重大案件も扱われる場合があった⁵¹⁾。領事館裁判について、クルジャ領事館の報告（1900年2月15日）によれば、刑事案件は概算で年に200件くらいの混合案件があり、それと同程度の数の民事案件（商取引に関連することが想定されている）もあったという。刑事の審理については、関係者が身を隠すことで長引いてしまうことがあったが、にもかかわらずロシア側が起こした訴訟はおおむね公平な決着を見ているとの評価であった [AVPRI: f. 143, op. 491, d. 449, l. 280-281]。

領事館裁判は、清側文献では領事との「会弁」（会同して弁理する）による始末と位置付けられている。光緒17（1891）年以降、四季に分けて判決をリスト化することにしたという記録があり、そのうち光緒18年夏季分から22年秋冬までのリストの一部が台湾に残されている⁵²⁾。それぞれの掲載案件は10件前後のものが多く、小規模の処理だったと考えられる。リストは無いものの、モンゴル・カザフ間の案件（蒙哈積案）をロシア官員と合同で処理したことについての報告もあり、このような処理も領事館裁判と同列のより小規模な紛争解決としてここで触れておく⁵³⁾。

清側では、領事館裁判を未解決案件の解決手段として、国際集会裁判と類似のものとして位置づけこれに依存していた様子が見えがえる。領事との会同、領事館裁判の場合でも、国際集会裁判と同様に、「回礼」⁵⁴⁾により処理している点が史料から目立つ。領事が主導する裁判について、ロシア側では記録を取らなかった場合もあったようだが [Galiev 2011: 353]、上述のように清では判決リストを残していることも特徴的である。

国際集会裁判は、たしかにロシア帝国の中央アジア統治から援用されたものと考えられるが、一方で、エレジェが必要不可欠である点、また当事者としての非ムスリムの存在を考えると、ロシア帝国内のスエズドとは異なる性格も有している。清側は「回礼」「発誓」のロジックによる大量解決を期待していたことが垣間見え⁵⁵⁾、他方のロシア側は困難を見出しつつも、継続しての開催に努めていた。これにより、国際集会裁判の制度は両者の思惑が重なる範囲内で一定の成果を挙げることができたと見るべきではないだろうか。

51) たとえば、清側が作成していた光緒21（1895）年春季分の判決リスト14件がある（光緒21年7月3日、タルバグタイ参贊大臣フルミンガの報告）[近史所：01-17-044-01-009]。

52) 光緒18年8月、定辺左副將軍の報告 [近史所：01-17-043-03-004]。宣統2年3月17日、タルバグタイ参贊大臣ジャラフンガの報告が、シュバルアガシュにおける光緒25年から33年に至る3度の集会裁判についての判決リストを送付することに言及する [近史所：02-10-021-09-006]。

53) 5月にエミル河で会合した（光緒21年9月16日、フルミンガの報告）[近史所：01-17-044-01-012]。

54) 例として、清籍のオイラトがロシア側のカザフを訴え、「回礼」、すなわち宣誓によって処理されたケースがある（光緒21年）。この場合宣誓を要求されたのは被告のカザフであった [近史所：01-17-044-02-001]。

55) これまでの集会裁判における処理件数を挙げ、その成果を主張するジャラフンガの上奏文がある（光緒34年9月24日）[故宮：167956]。

おわりに

1870年代のロシアによるイリ地方占領期から新疆において取り入れられていた大規模な集会裁判の制度は、露清間の長期化した係争を大量に処理する国際集会裁判として、86年以降1910年代まで包括的に機能していた。とくに新疆北端のアルタイでは、ロシア帝国末期の1915年末まで国際集会裁判がたしかに行われていた(1916年3月26日、シャラスメのロシア領事館より報告) [AVPRI: f. 143, op. 491, d. 640, l. 229ob.]。これは、あらたに独立しつつあった外モンゴル(ボグド・ハーン政権)もかかわっていたことが理由の一つであろう [Sizova 2019]。

清側の史料からのみ判断すると、この新しい仕組み(領事との協議による裁定も含め)に大きく依存し、制度自体もよく機能していたように見えるが⁵⁶⁾、やはり露清双方の事情を斟酌する必要があり、一方のロシア側ではより慎重に対応している様子がうかがえる。おもな対象とされていた当のカザフ遊牧民の反応は不明なところが多いが、ロシア側のカザフについて彼らは国際集会裁判を好んでいなかったとする記述もあり⁵⁷⁾、さらなる検証を要する。

両国にまたがる係争は、ロシア領事による裁定も機能していたが、ロシア領事館の負担も大きく代替手段が必要とされていた。その前提に基づき、未解決案件を減らし秩序を保つことが優先され⁵⁸⁾、新しい制度の検討が行われた。負担軽減の視点から見れば、新制度の下でもたとえばイリでは双方のスエズド長がさまざまな調整を行う役目を担う必要があり、効果に疑問符も付くことはたしかである。

本稿ですべての史料を検討できたわけではないが、ここまでの考察に基づき双方の思惑を改めて整理してみよう。ロシア側について、現地の法律に全てを委ねようとする姿勢がその運用から明らかであり、その中で遊牧民の慣習法のみならずイスラーム法の存在が果たす役割が大きかったことが明らかになった。ただしカザフ以外の民族にも適用されたことを考えれば、解決そのものが何よりも優先され、具体的なイスラーム法の内容はほとんど考慮されていないとみることもできる。残された判決台帳からはどのようなプロセスで裁定がなされるのかはわからないので、例外的な史料ながら、本稿で取り上げたようなりストの注釈を見出すことができると、より詳細な議論も可能になるだろう。

清側の意図は、政府内の議論が見えないなど分からない所も多いが、判決台帳や関連人事

56) ロシアとの不平等条約を前提に、一定の範囲で紛争調停に役割を果たしていたとの意義づけもあるが [厲 2004: 290]、ロシア側の事情についての考察に欠けるきらいがある。

57) 1886年11月18日付、ステップ総督特命イグムノフ (Igumnov) からセルギオボル郡長マエフスキー (Maevskii) への喚問状における答弁より [TsGA RK: f. 64, op. 1, d. 1599, l. 18]。

58) ロシアの姿勢として、平和裏の決着を重視していたという [Galiev 2011: 339]。国際集会裁判についてのロシア現地官僚の初期の見解として、民衆の慣習にしたがうことが重要であるとする点、また賠償よりも平和裏に秩序が得られることを主要な結果とみなしている点が挙げられる(前出マエフスキーへの喚問状の答弁) [TsGA RK: f. 64, op. 1, d. 1599, ll. 14-19ob.]。

などの情報は断片的に残されている。それらからは、国際集会裁判の枠組みに沿って紛争を解決すること、もしくは積もりに積もった案件を減らすことを期待していたことが分かる⁵⁹⁾。手続きは厳密ではなく、別の言い方をすれば柔軟に対応する余地があった。そのため、当初想定されていたカザフ以外の——ときに非ムスリムも含む——諸集団も身を投じ、集会の場で結審するという目的を両帝国は共有し得たのであった。それを可能にしていたのは第一にカザフの慣習法を体現するエレジェであり、第二に主要な手続きであった宣誓にほかならない。国際集会裁判の効果について、完全とは言えず欠陥もあったが、それを補う様々な工夫は指摘してよいだろう。具体的には、スエズド長の設置、小スエズドの開催などである。

本稿では帝国間の境界そのものは考察の対象としていないが、国際集会裁判の運用は、露清間の境界の消極的な保持ともみなしうる。前稿では諸民族集団の帰属意識の成立を明らかにし、集会裁判制度を帝国の柔軟な国境政策と見たが〔野田 2017〕、本稿の考察を踏まえると、ロシアも清も境界画定後の越境についてある程度放任的な立場をとっていたことが明らかになる。すなわち、遊牧民は好適な牧地を求めて移動し、商人は取引のために境界を越えたのである。その帰結として増加する国際紛争について、国際集会裁判制度を通じて解決に向かう道のりを整備し、問題の深化を予防していたと考えられる。無論うまく処理できない案件も多かったのだが、全体としては、賠償による現実的な決着を模索するという意味で、露清間の外交関係にとっても意義のある制度だったと言えるのではないだろうか。

この制度が最終的に撤廃される 1920 年のソ連・新疆間のイリ通商条約締結までに、この国境地帯においては 1916 年反乱や革命など大きな混乱が生じていた。その中で双方の当局がどのように地域秩序の再構築を模索したのかについて、本制度との関連から検討できるのではないかと考えている⁶⁰⁾。本稿では深く議論できなかった集会裁判制度における送還・犯人捜索の問題なども含めて、今後の課題としたい。

※注記：本稿は、JSPS 科研費 15K02914 および 19K01015、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 2019 年度共同研究課題「近代中央ユーラシアにおける歴史叙述と過去の参照」の成果の一部である。

参考文献

清代孤本：孫学雷等主編『国家図書館蔵清代孤本外交檔案統編』北京，2005 年，8-11 冊。

59) 部分的に残されている国際集会裁判開催についての上奏は、開催の必要性や開催に向けた準備に言及している。例として、円滑な議事のためにロシア語と外交に堪能な官員である福善の参加を求める奏文がある（光緒 33 年 12 月 3 日，廣福奏）〔光緒朝硃批：861〕。また国際集会裁判に従事した官員への報償もしばしば要請された（たとえば光緒 23 年 8 月 6 日，吏部郎中の成和より軍機処宛て咨文〔故宮：135018〕）。

60) 一例として、民国 14（1925）年にソ連からスエズド開催の要請があったことを示す記録がある〔近史所：03-32-491-01-017〕。

- 清代新疆地区：『清代新疆地区涉外檔案匯編』北京，2008年，2-6冊。
- 近史所：中央研究院近代史研究所檔案館（台北）
- 故宮：故宮博物院藏清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件（台北）
- 光緒朝硃批：中国第一歷史檔案館編『光緒朝硃批奏摺』北京，1996年，第111輯。
- 中華民國外交部：中華民國外交部保存之前清條約協定，中華民國外交部・故宮博物院（<http://nrmhost.npm.gov.tw/tts/npmkm2/10010.html>）2020年1月20日閱覽
- AVPRI：Архив внешней политики Российской империи, Москва.
- МКОР：Кенжалиев, З. Ж. и др. сост. Материалы по казахскому обычному праву, Алматы, 1996.
- RGVIA：Российский государственный военно-исторический архив, Москва.
- TsGA RK：Центральный государственный архив Республики Казахстан, Алматы
- Bogoiavlenskii (1898)：Богоявленский, Н. В. Юрисдикция русских консулов в Западном Китае и судебная деятельность Чугучакского консульства. Журнал Министерства юстиции 3, 28-70.
- (1906)：Западный Застенный Китай. Его прошлое, настоящее состояние и положение в нем русских подданных, СПб.
- Dzhampeisova (2006)：Джампейсова, Ж. Казахское общество и право в пореформенной степи, Астана.
- Galiev (2011)：Галиев, В. В. Российские консульства в Синьцзяне (конец XIX - начало XX в.), Алматы.
- Khafizova (1990)：Хафизова К. Ш. Международные съезды как новая форма регулирования отношений между Россией и Китаем во второй половине XIX в. In：Из истории международных отношений в Центральной Азии (средние века и новое время), Алма-Ата, 153-176.
- Khodarkovsky, M. (2002) *Russia's steppe frontier: the making of a colonial empire, 1500-1800*, Bloomington.
- Mamedova (1960)：Мамедова, Е. Из истории взаимоотношении народов Средней Азии и Западного Китая. Научные работы и сообщения. Кн. 1: 115-123. (『西北歴史資料』1983-2 所載の漢訳を参照した)
- Martin, V. (2004) Kazakh Oath-Taking in Colonial Courtrooms: Legal Culture and Russian Empire-Building. *Kritika: Explorations in Russian and Eurasian History* 5(3), 483-514.
- Miasnikov (2004)：Мясников, В. С. сост. Русско-китайские договорно-правовые акты (1689-1916), Москва.
- Moiseev (2003)：Моисеев, В. А., Новые данные о международных съездах на русско-китайской границе в Центральной Азии в 80-х годах XIX- начале XX вв. In：Центральная Азия и Сибирь：Первые научные чтения памяти Е. М. Залкинда：материалы

- конференции, Барнаул, 167-171.
- (2004) : Новый памятник обычного права казахов («Эреже» международного съезда 1908 года в Чубар-Агаче). Восточный архив 11-12, 107-112.
- Noda, J. (2017) The conflicts beyond the border and their resolution between Russia and the Qing China. In: N. Kondo (ed) *Crossing the Boundaries: Asians and Africans on the Move, Proceedings of the Papers*. Tokyo, 167-172.
- (2018) Crossing the Border, Transformation of Belonging, and “International” Conflict Resolution between the Russian and Qing Empires. In Onuma Takahiro, David Brophy, and Shinmen Yasushi (eds.) *Xinjiang in the Context of Central Eurasian Transformations*. Tokyo, 59-77.
- Pantusov (1881) : Сведения о Кульджинском районе за 1871-1877 годы, собранные Н. Н. Пантусовым, Казань : Университетская Типография.
- Sartori, Paolo (2009) Behind a petition : why Muslims’ appeals increased in Turkestan under Russian rule. *Asiatische Studien* LX III-2, 401-434.
- (2011) The Birth of a custom : Nomads, Shari’a courts and established practices in the Tashkent Province, ca. 1868-1919. *Islamic Law and Society* 18/4 : 293-326.
- and P. Shablei (2015) Судьба имперских кодификационных проектов : адат и шариат в Казахской степи. *Ab Imperio* 2/2015, 63-105.
- Sizova (2015) : Сизова, А. А. Консульская служба России в Монголии (1861-1917), Москва.
- (2019) : «Смешанные» дела с участием подданных России и Китая в Монголии во второй половине XIX-начале XX в. : Проблемы следствия и судопроизводства. Вестник Томского государственного университета. История 58, 94-105
- 秋葉淳 (2016) 帝国とシャリーア —— 植民地イスラーム法制の比較と連関 宇山智彦 (編) 『ユーラシア近代帝国と現代世界』 ミネルヴァ書房, 44-65.
- 磯貝健一 (2014) シャリーア法廷裁判文書の作成システム —— 帝政期中央アジアのカーディーとタズキラ 堀川徹ほか編 『シャリーアとロシア帝国 —— 近代中央ユーラシアの法と社会』 臨川書店, 130-165.
- 伊藤秀一 (2000) 中央アジアにおけるロシア人の統治 (2) パレン伯の勅命査察報告を中心に 『研究紀要』 (日本大学文理学部人文科学研究所) 60, 1-16.
- (2001) 中央アジアにおけるロシア人の統治 (3) パレン伯の勅命査察報告を中心に 『研究紀要』 (日本大学文理学部人文科学研究所) 61, 1-23.
- 高橋一彦 (2001) 『帝政ロシア司法制度史研究 —— 司法改革とその時代』 名古屋大学出版会.
- 野田仁 (2013) 帝国の境界を越えて —— 露清間の境域としてのカザフ 『歴史学研究』 911, 10-18.
- (2014) カザフ遊牧民の「慣習法」と裁判 —— ロシア統治期イリ地方の事例から見る帝国の司法制度と紛争解決 『シャリーアとロシア帝国』, 78-102.
- (2017) 露清国境地域における所属の明確化と秩序回復のプロセス 『2016年度大学研究助成 アジア歴史研究報告書』 JFE21 世紀財団, 43-52.

- (2019) 遊牧民の法と社会 —— ロシア統治下カザフ草原における 19 世紀前半の変容 野田仁・小松久男編著『近代中央ユーラシアの眺望』山川出版社, 56-73.
- ハフィゾワ (2017) ロシア=清朝間の境界における国際集会裁判 (スエズド) 『2016 年度大学研究助成 アジア歴史研究報告書』JFE21 世紀財団, 35-43.
- 厲声 (1988) 中俄“司牙孜”会讞制度研究 新疆社会科学 1988-04, 68-79.
- (2004) 『哈薩克斯坦及其与中国新疆的關係: 15 世紀-20 世紀中期』哈爾賓.
- 羅致平・白翠琴 (1988) 哈萨克法初探 民族研究 1988-6, 49-61.
- 梁海峽 (2011) 『近代新疆南疆司法制度研究』北京.
- 新疆圖志: 王樹楠等纂『新疆圖志』上海, 1992 年 (宣統元年本影印).
- 王東平 (2003) 『清代回疆法律制度研究: 1759-1884 年』哈爾賓.

(東京外国語大学 アジア・アフリカ言語文化研究所)